

## 綾瀬市高齢者補聴器購入費助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定による身体障害者手帳の交付対象とならない聴力機能が低下している高齢者に対して、聴力低下に起因する社会的孤立の抑制及び認知症の予防を支援し、もって福祉の増進に資することを目的として、予算の範囲内で補聴器の購入に要する費用の一部を助成する事業(以下「助成事業」という。)の実施に関し、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和51年綾瀬町規則第15号)に定めるもののほか、助成事業を実施する年度(以下「助成事業実施年度」という。)内に必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、補聴器とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律第23条の2の23第1項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器(平成17年厚生労働省告示第112号)の別表第3の361の項及び362の項に定める医療機器をいう。

### (対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、助成事業を実施する年度(以下「助成事業実施年度」という。)内に次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 第4号に規定する医療機関を受診する日以前に住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき本市の住民基本台帳に登録され、かつ、第4条の規定による申請の日まで引き続いて本市に居住していること。

(2) 65歳以上であること。

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく補聴器に係る補装具費の支給の対象でないこと。

(4) 一般社団法人日本耳鼻咽喉頭科頭頸部外科学会が認定した補聴器相談医がいる医療機関において加齢性難聴の診断を受けた後、当医からの紹介により補聴器適合検査施設を受診し、補聴器適合検査を受けていること。

(5) 前号に規定する補聴器適合検査施設の担当医が作成する診療情報提供書に基づき、公益財団法人テクノエイド協会が認定する認定補聴器専門店又は同協会が認定した認定補聴器技能者がいる販売店(以下「認定補聴器専門店等」という。)において補聴器を新規に購入していること。

(6) 補聴器購入後、補聴器適合検査施設での装用訓練を受療し、当該施設の担当医から装用訓練を終了したことの証明（補聴器適合確認証明書）を受けていること。

(7) 過去にこの要綱による助成金の交付を受けたことがないこと。

（助成内容）

第4条 この要綱による助成金の対象は、補聴器本体の購入に係る費用のみとし、補聴器の購入時のケース等の付属品代、診察及び装用訓練に係る診察料、補聴器本体の修理代、フィッティング代等は含まないものとする。

2 助成金の額は、前項に規定する補聴器本体の購入に係る費用に2分の1を乗じて得た額、又は50,000円のいずれか低い額とし、予算の範囲内において補助金の交付を行うものとする。

3 前2項の規定による助成金の額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高齢者補聴器購入費助成金交付申請書兼請求書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、助成事業実施年度の6月1日から2月末日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 第3条第5号に規定する診療情報提供書の写し

(2) 前号に規定する診療情報提供書の処方により、認定補聴器専門店等で補聴器を購入した際のレシートの写し又は領収書

(3) 補聴器適合確認証明書（第2号様式）

（交付決定）

第6条 市長は、前条に規定する交付申請を受けたときは、要件を審査し、交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成が適当と判断した場合は高齢者補聴器購入費助成金交付決定通知書（第3号様式）により、助成が適当でないとは判断した場合は高齢者補聴器購入費助成金不交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第7条 市長は、助成金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、交付の決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) その他市長が不相当であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消した場合において、申請者に既に助成金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができる。

3 市長は、前2項の規定により、交付の決定を取り消し、又は助成金の返還を求めるときは、高齢者補聴器購入費助成金交付決定取消（返還請求）通知書（第5号様式）により、交付決定者に通知する。

（財産の処分の制限）

第8条 交付決定者は、助成事業を利用して購入した補聴器を市長の承認を受けないで、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、補聴器の故障、破損等の理由により医療機器としての機能を果たさなくなった場合又は取得した日から5年が経過した場合は、この限りではない。

（台帳の整備）

第9条 市長は、補聴器の助成の状況を明確にするため、高齢者補聴器購入費助成金交付対象者台帳（第6号様式）を整備しておくものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

高齢者補聴器購入費助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

(宛先) 綾瀬市長

申請者

住 所	
フリガナ氏名	
生年月日	年 月 日生 ( 歳)
電話番号	

次のとおり綾瀬市高齢者補聴器購入費助成金交付要綱第4条の規定により申請します。併せて、交付決定後、決定された助成金の交付を申請します。

綾瀬市が助成金交付の審査のため、記載内容等について、関係機関に調査し、照会し、及び閲覧することを承諾します。

購入金額	円	補助金額	円
※購入金額に 1/2 を乗じて得た額又は 50,000 円のいずれか低い額			
購入した補聴器			
受診医療院			
適合検査施設			
補聴器を購入した業者名	別紙領収書のとおり ※該当業者にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 公益財団法人テクノエイド協会が認定した認定補聴器専門店 <input type="checkbox"/> 公益財団法人テクノエイド協会が認定した認定補聴器技能者がいる販売店		
振込先口座情報	金融機関名	支店名	預金種目
	銀行 金庫 組合 農・漁協	本店 支店	0 普通 1 当座
	口座番号 (右詰めで記入)		口座名義人 (カタカナ)
※申請者と振込先 (口座名義人) が異なる場合 この口座に関わる金銭の受領を上記の者 (口座名義人) に委任する。 申請者氏名			
添付書類	<input type="checkbox"/> 補聴器適合に関する診療情報提供書の写し <input type="checkbox"/> 認定補聴器専門店等発行のレシートの写し又は領収書 <input type="checkbox"/> 装用訓練修了証明書		
備考			

第2号様式（第5条関係）

補聴器適合確認証明書

患者記入欄	カルテ番号 (診察券番号)			
	フリガナ			
	患者氏名		性別	男・女
	患者現住所	綾瀬市		
	患者連絡先	(自宅)	—	—
		(携帯)	—	—
担当医記入欄	(下記のいずれかにチェック)			
	<input type="checkbox"/> 上記患者について、補聴器が適合もしくは適合に近い状態であることを確認した。			
	<input type="checkbox"/> 上記患者について、補聴器の装用効果があることを確認した。			
	以下 担当医コメント（任意記載）			
	上記のとおり証明します。			
			年	月
	所在地	_____		
	医療機関名	_____		
	電話	_____		
	補聴器相談医氏名	_____ (印)		

第3号様式（第6条関係）

高齢者補聴器購入費助成金交付決定通知書

第 号 年 月 日		
様		
綾瀬市長		印
<p>年 月 日付けで申請がありました助成金の交付につきましては、次のとおり決定しましたので、綾瀬市高齢者補聴器購入費助成金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。</p>		
交付番号		交付決定 年月日
対象者氏名		
対象とする補聴器		
助成金額	円	

第4号様式（第6条関係）

高齢者補聴器購入費助成金不交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで申請がありました助成金の交付につきましては、次の理由により交付しないことに決定しましたので、綾瀬市高齢者補聴器購入費助成金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

理由

第5号様式（第7条関係）

高齢者補聴器購入費助成金交付決定取消（返還請求）通知書

第 号  
年 月 日

様

綾瀬市長 印

年 月 日付け、第 号で通知した高齢者補聴器購入費助成金につきましては、次の理由により交付の決定を取り消します。

については、次に記載の返還金額を指定の期日までに返還してください。

1 取消理由

2 返還金額 円

3 返還期限 年 月 日

